

SBI – PIMCO ジャパン・ベターインカム・ファンド(愛称:ペタイン)  
追加型投信/内外/債券

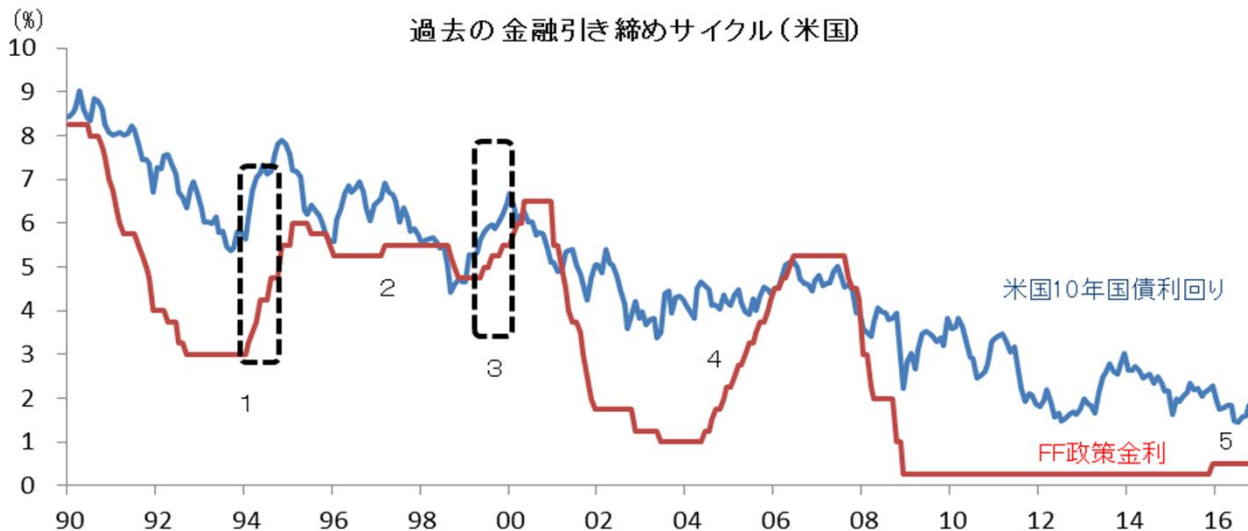
## 利上げ局面の債券運用:インカム重視で期間収益率が実はプラス!

米国の12月利上げの可能性が高まっています。はたして、利上げ＝債券売りなのでしょうか？

90年以降、米国の金融引き締めサイクルは全部で5回ありました。米国債(為替ヘッジあり)の期間収益率を見ると、確かに金融引き締め直後の94年(グラフの1)や99年(グラフの3)では、長期金利上昇の影響を受けて一時的にマイナスになっていますが、

- ①ポートフォリオのインカム収入も向上すること(インカム重視)
  - ②金融引き締めサイクル終盤では長期金利が低下し始めること(価格重視)
- などから、最終的な期間収益率は5回ともプラスになっています。

つまり、利上げ局面では、まずはインカム重視の運用となることから、債券の継続保有が効果的と考えます。



## 金融引き締めサイクルでの米国国債(為替ヘッジ)パフォーマンス分析

金融引き締めサイクル	全期間 (%)						うち前半期間 (%)		
	開始	終了	利上げ幅	期間損益	インカム	その他	期間損益	インカム	その他
1	'94/02	'95/06	3.00	2.8	9.6	-6.8	-9.0	4.2	-13.1
2	'97/03	'98/08	0.25	12.7	9.1	3.6	6.3	4.8	1.6
3	'99/06	'00/12	1.75	4.4	9.9	-5.6	-2.1	5.2	-7.2
4	'04/06	'07/08	4.25	2.6	14.4	-11.8	4.5	6.3	-1.9
5	'15/12	継続中	0.25	5.7	1.2	4.5			

※金融引き締めサイクルは、最初の利上げ(開始)から次の利下げ前月(終了)まで。5は継続中。

※米国国債インデックス(為替ヘッジ)収益率＝インカム要因＋その他要因

インカム要因: 米国国債インデックス終利(前月末)を用いて算出

その他要因: 主に債券価格変化および為替ヘッジコスト

出所)シティグループ米国国債インデックス(為替ヘッジ)を用いて当社作成

SBI - PIMCO ジャパン・ベターインカム・ファンド(愛称:ペタイン)  
追加型投信/内外/債券

## ファンドの特色

(詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

- 1 主として、投資信託証券への投資を通じ、日系企業が発行する社債等に投資することにより、安定的な収益の確保と信託財産の成長を目指します。
  - ※ 日系企業とは、日本企業もしくはその子会社(海外現地法人等を含む)をいいます。
  - ※ 社債等には、日本の政府機関、地方公共団体等が発行する債券および金融機関が発行する劣後債を含みます。また、外貨建てのものを含みます。
- ・ 実質の投資対象において、流動性の確保およびポートフォリオのデュレーションの調整のため、米国、ユーロ圏および日本の国債に投資することがあります。
- ・ 実質の投資対象において、クレジット・デフォルト・スワップ取引(以下、「CDS取引」といいます。)等デリバティブに投資する場合があります。
- ・ 主要投資対象である投資信託はピムコジャパンリミテッド\*が運用を行います。
  - \* ピムコジャパンリミテッドは、債券運用に高い専門性を有する資産運用会社であるPIMCO(Pacific Investment Management Company LLC)グループの日本拠点
- 2 取得時における発行体格付け(母体企業の格付けを含みます。)がA格相当以上\*の債券等を投資対象とします。
  - \* S&P、ムーディーズ、フィッチ、格付投資情報センター(R&I)、日本格付研究所(JCR)のいずれかからA-/A3以上(短期商品はA-2/P-2格以上)の格付けを取得しているものを採用します。また、格付がない場合は委託会社または運用指図権限の委託先が判断する格付を用います。
- 3 実質組入れ外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行います。
  - ・ 原則として、対円で為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に回避することができません。また、為替ヘッジには、為替ヘッジコストがかかります。

※ 資金動向、市場変動等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 《主な投資制限》

- ・ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ・ デリバティブの直接利用は行いません。
  - ※ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の実質的な利用は行いません。
- ・ 株式への直接投資は行いません。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一のものに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 《分配方針》

- 毎年6月29日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。分配金は決算日から起算して5営業日以内に支払いを開始します。
- ・ 分配対象額の範囲
    - 経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - ・ 分配対象額についての分配方針
    - 委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
  - ・ 留保益の運用方針
    - 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※ 販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

SBI – PIMCO ジャパン・ペターインカム・ファンド(愛称:ペタイン)  
追加型投信/内外/債券

## ファンドの主なリスクについて

(詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

**基準価額の変動要因**

当ファンドは、公社債など値動きのある証券(外貨建資産含む)を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。価格変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等によって異なります。したがって、**元本が保証されているものではありません。ファンドの運用による損益は、すべて投資家(投資者)の皆様に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**

**主な変動要因****金利変動リスク:**

金利変動リスク公社債の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します。したがって、金利が上昇した場合には、基準価額の下落要因となります。

**信用リスク(デフォルト・リスク):**

一般に公社債および短期金融商品の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格が大幅に下落し、ファンドの基準価額の下落要因となります。

**為替変動リスク:**

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨資産について、当該外貨の為替レートが円高に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。なお、当ファンドは原則として為替ヘッジを行い、為替変動のリスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、日本円の金利が対象通貨建ての金利より低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストが発生します。

**カントリー・リスク:**

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、更新に沿った運用が困難になることがあります。

**流動性リスク:**

組入資産の市場規模や取引量が少ない状況において、直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、ファンドの基準価額の下落要因となります。

**デリバティブ・リスク:**

当ファンドは実質的にデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

**その他の留意点**

- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・ 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・ 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

SBI – PIMCO ジャパン・ペターインカム・ファンド(愛称:ペタイン)  
追加型投信/内外/債券

## お申込みメモ

(詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からのお支払いとなります。
購入・換金申込 受付不可日	ニューヨーク証券取引所、フランクフルト証券取引所およびニューヨークの銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、購入・換金の受付を行いません。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。 なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることありますのでご注意ください。
信託期間	平成38年6月29日まで(設定日:平成28年6月30日)
決算日	毎年6月29日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算は平成29年6月29日です。
収益分配	毎年6月29日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。分配金は決算日から起算して5営業日までにお支払いします。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。

## ファンドの費用

(詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>2.16%(税抜2.00%)</b> を上限として販売会社が独自に定める率を乗じた額とします。
信託財産留保額	かかりません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に <b>年0.243%(税抜:年0.225%)</b> を乗じて得た金額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。(委託会社:年0.108%(税抜:年0.100%)、販売会社:年0.108%(税抜:年0.100%)、受託会社:年0.027%(税抜:年0.025%))当該報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。
投資対象とする投資信託証券 <sup>*1</sup>	年0.329%
実質的な負担 <sup>*2</sup>	<b>年0.572%</b>

\*1 投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のものを表示しています。

\*2 受益者が実質的に負担する信託報酬率(年率)は、投資対象とする投資信託証券の組み入れ比率等により変動します。

その他の費用 及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等(有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等)が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。
-----------------	---

※当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



SBI - PIMCO ジャパン・ベターインカム・ファンド(愛称:ペタイン)  
追加型投信/内外/債券

## 委託会社、その他関係法人

委託会社: SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社  
 ファンドの運用の指図等を行います。  
 金融商品取引業者 関東財務局(金商)第2912号  
 加入協会 一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会

受託会社: 三井住友信託銀行株式会社  
 ファンドの財産の保管・管理等を行います。

販売会社:  
 ファンドの募集・販売の取り扱い及び解約お申し込みの受付等を行います。

商号	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○

## 【当ファンドの紹介先】

上記販売会社または下記までお問い合わせください。  
 SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社  
 お問い合わせ先: 03-6229-0147(受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)  
 ホームページの閲覧はこちら: [www.sbibim.co.jp/](http://www.sbibim.co.jp/)

## 当資料のお取り扱いにおけるご注意

- 当資料は、SBIボンド・インベストメント・マネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当ファンドは、公社債など値動きのある証券(外貨建資産含む)を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。価格変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等によって異なります。したがって、元本が保証されているものではありません。ファンドの運用による損益は、すべて投資家(投資者)の皆様に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料はSBIボンド・インベストメント・マネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料に市場環境にかかるデータ・分析、運用・分配金実績、運用方針等が示される場合、それらは当資料作成時点のものであり、将来の市場環境・運用成果等を保証するものではありません。分配金は金額が変わる、または分配金が支払われない場合もあり、将来に關し述べられた運用方針も変更されることがあります。